

横浜市放課後児童健全育成事業の  
設備及び運営の基準に関する条例について  
(補足)

横浜市こども青少年局放課後児童育成課

# 基準条例による主な影響

国の放課後児童健全育成事業の設備・運営に関する基準（平成26年4月30日厚生労働省令第63号）が公布され、本市においても、横浜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例を制定しました（平成26年9月25日公布。平成27年4月1日施行）。※放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ、放課後キッズクラブの一部）

項目	従前	基準条例施行(平成27年4月1日)後
定員	努力規定	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生を対象に、定員を設定する。
面積要件 (1.65㎡/人)	努力規定	対象児童につき、一人あたり1.65㎡を確保しなければならない。 (施行日より前に存在するクラブについては、5年間の経過措置あり)
職員の 資格要件	努力規定 ※児童福祉施設における「児童の遊びを指導する者」に該当	・支援の単位(概ね40人)ごとに「放課後児童支援員」を2人以上配置しなければならない。 (ただし、1人を除いて無資格者である「補助員」に代えることができる) ・「放課後児童支援員」は、次の2つの要件を満たすことで有資格者となる。 ① 児童福祉施設における「児童の遊びを指導する者」を基本とした要件(保育士資格、社会福祉資格、幼稚園・小学校～高校教諭となる資格、高校卒業程度以上かつ児童福祉事業への2年以上従事実績がある等) に該当していること ② 都道府県が実施する資格認定研修を修了すること(5年間の経過措置あり)
運営規程	任意で規定	重要事項を含み、運営規程を定めなければならない。

## ※ 定員に係る補足

### (1) 優先利用について

現時点では、国の専門委員会において下記の例示がされており、今後国として示す予定とされています。各クラブにおいて優先して利用すべき児童を考える際の参考としてください。

＜優先利用の対象者として考えられる児童＞ 放課後児童クラブの基準に関する専門委員会 平成25年12月25日報告書より

- ・ひとり親家庭の児童
- ・生活保護世帯の児童
- ・生計中心者の失業により就労の必要性が高い家庭の児童
- ・虐待やDVのおそれがある場合など、社会的養護が必要な児童
- ・障害のある児童
- ・低学年の児童など、発達の程度観点から配慮が必要と考えられる児童 など

### (2) 定員に対する児童数について

児童数については、6ページにおける算出方法に基づいた児童数を用いることを考えています。

# 第9条(設備の基準)第1項および第2項

1. 放課後児童健全育成事業所には、遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画(以下この条において「専用区画」という。)を設けるほか、支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。
2. 専用区画の面積は、児童一人につきおおむね1.65㎡以上でなければならない。

※ 既存の事業所については、施行から5年間、児童一人につきおおむね 1.65㎡以上となるよう努めなければならない。

※ 利用者の生活の場としての機能が十分に確保される場所であることが必要であるため、事務室、便所等は含まない。  
(平成26年5月30日 雇児発0530第1号より)

- ・遊び ⇒ 室内である程度体を動かす
- ・生活 ⇒ おやつを食べたり本を読んだりして、くつろぐ
- ・静養 ⇒ 子どもが体調の悪い時などに休息する

<専用区画の考え方>

5.5m × 10.0m = 55.0㎡

から①と②と③を引きます。

55.0 - 1.0 - 0.75 - 2.0 = **51.25㎡**

÷ 1.65㎡

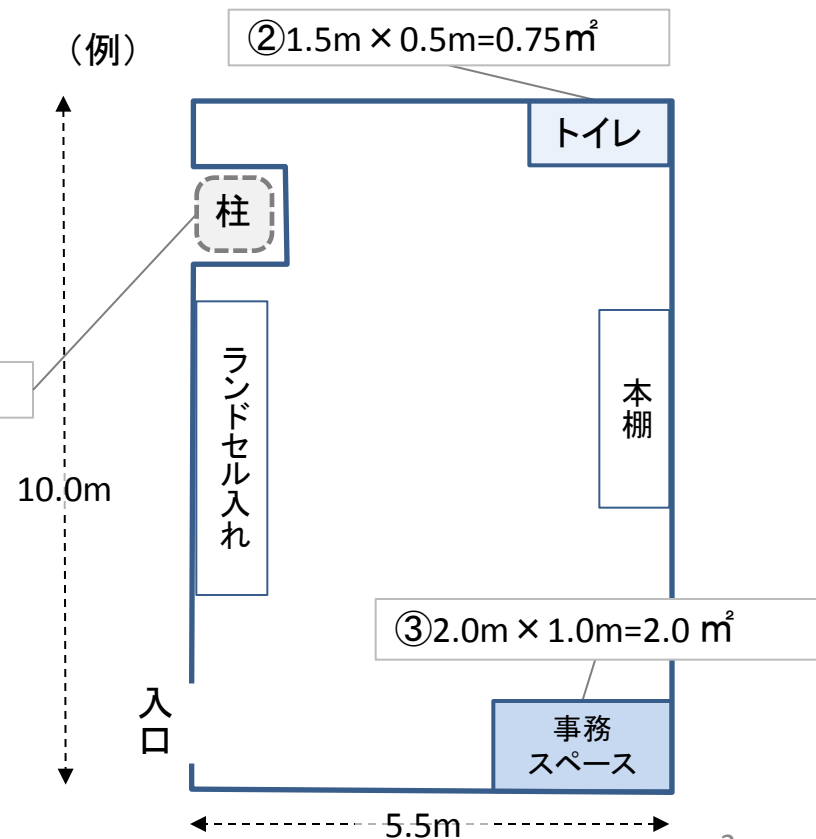
定員は **31人以下** になります

※ 小数点以下切り捨て

① 1.0m × 1.0m = 1.0㎡

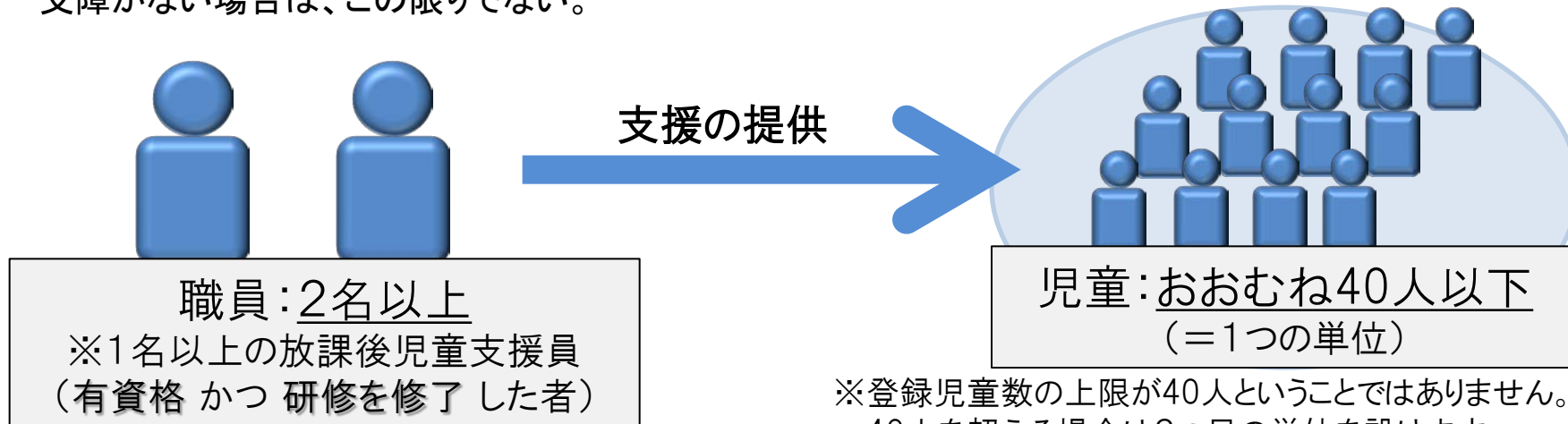
② 1.5m × 0.5m = 0.75㎡

③ 2.0m × 1.0m = 2.0㎡



# 第10条(職員)

1. 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、**放課後児童支援員**を置かなければならない。
2. 放課後児童支援員の数は、**支援の単位ごとに2人以上とする**。ただし、その一人を除き、補助員(放課後児童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助する者をいう。第5項において同じ。)をもってこれに代えることができる。
3. 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。(※4ページ参照)
4. 第二項の支援の単位は、放課後児童健全育成事業における支援であって、その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、一の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね40人以下とする。(※5ページ参照)
5. 放課後児童支援員及び補助員は、支援の単位ごとに**専ら当該支援の提供に当たる者**でなければならない。ただし、利用者が20人未満の放課後児童健全育成事業所であって、放課後児童支援員のうち1人を除いた者又は補助者が同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事している場合その他の利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。



# 第10条(職員)第3項 ~放課後児童育成支援員の資格について①~

## 各号のいずれかに該当する者であって

1. 保育士(国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号)第12条の4第2項の国家戦略特別区域限定保育士を含む。)の資格を有する者
2. 社会福祉士の資格を有する者
3. 学校教育法(昭和22年法律第26号)の規定による高等学校(旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)による中等学校を含む。)若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者(第九号において「高等学校卒業等」という。)であって、**2年以上児童福祉事業に従事(※)**したものの
4. 学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者
5. 学校教育法の規定による大学(旧大学令(大正7年勅令第388号)による大学を含む。)において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
6. 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学が認められた者
7. 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
8. 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
9. 高等学校卒業等であり、かつ、**2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した(※)**者であって、市町村長が適当と認めたもの

※ 事業所において、従事した実績の証明書を発行していた  
たく必要があります。(次項の説明を参考にしてください)

かつ

## 都道府県知事が行う研修を修了すること

- ①研修の修了については、平成32年3月31日までの間は、同日までに修了を予定する者も含める経過措置が設けられています。
- ②実施方法については、届出を行った事業者に別途お知らせいたします。

# 第10条(職員)第3項 ~放課後児童育成支援員の資格について②~

## 第3号にある「児童福祉事業」について

児童福祉法等により定められる、児童に係る福祉サービスを提供する事業や施設を指します。2年以上の従事实績の証明の際には、

①証明を行う事業所が児童福祉事業を運営していたこと 及び ②従事内容が児童に直接関わっていたこと が証明されている必要があります。

【参考例】

◆児童福祉法に基づく事業(法第6条の3) ⇒ (第1項)児童自立生活援助事業／(第2項)放課後健全育成事業／(第3項)子育て短期支援事業／(第4項)乳児家庭全戸訪問事業／(第5項)養育支援訪問事業／(第6項)地域子育て支援拠点事業／(第7項)一時預かり事業／(第8項)小規模住居型児童養育事業／(第9項)家庭の保育事業

◆児童福祉施設(法第7条) ⇒ 助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設及び児童家庭支援センター

## 第9号にある「放課後児童健全育成事業に類似する事業」について

放課後児童健全育成事業を含む児童福祉事業以外であっても、児童と継続的に関わる事業に従事し、遊びを通じて児童と継続的な関わりを持った経験があることで、その従事实績を基に基礎資格要件を満たすことができます。これらに該当する事業については、下記の2つに分類できます。

1. 文部科学省所管の「放課後子供教室」として実施している事業 ⇒ 本市では「はまっ子ふれあいスクール」及び「プレイパーク」が該当します。
2. 民間学童など、地方公共団体への届出を行わずに実施する類似事業
  - (1) 児童と継続的に関わる事業であり、遊びを通じて児童と継続的に関わる実務経験をした場合は、基礎資格要件を満たすことができます。
  - (2) 単なる見守りの経験や、学習支援を目的とする塾等での経験については対象となりません。
  - (3) 従事实績の証明内容のほか、証明書を発行する事業者の事業概要などから、類似事業に該当するかを判断します。

【参考】国からの解釈通知(平成26年5月30日 雇児発0530第1号)より

### 3の(3) 放課後児童支援員の資格(基準第10条第3項)

同項第9号については、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第38条第2項各号では定められていないが、放課後児童健全育成事業が児童と継続的に関わる事業であることにかんがみ、資格要件の一つとして設けたものである。この「放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者」とは、放課後子供教室に継続的に従事していた者など、遊びを通じて児童と継続的な関わりを持った経験のある者をいうものである。

(以下、別紙解釈通知より抜粋)

例えば、放課後子供教室に従事していた者のほか、地方公共団体や民間団体が実施する、児童の遊びの場を提供する事業(いわゆる「プレイパーク」や「民間学童」など、児童福祉法上の「放課後児童健全育成事業」の届出を行わずに実施している類似の事業など)において、児童と継続的な関わりを持っていた者等が考えられる。ここでは、児童と積極的な関わりを持つことが必要であり、単なる見守りなどの経験は含まれないこと。なお、遊びを通じて児童と継続的な関わりを持った経験のある者が対象であり、例えば、学習支援を目的とする塾等で、児童に対し継続的に勉強を教えていたとしても、他に遊びを通じて児童と継続的な関わりを持った経験がない限り、対象とはならないこと。



# 第10条(職員)第4項 ~支援の単位を構成する児童の数について①~

支援の単位を構成する児童の数については、国から下記の解釈が示されており、その考えを基に算出することとします。

## 【3の(4) 支援の単位(基準第10条第4項)】

(平成26年5月30日 雇児発0530第1号より)

一の支援の単位を構成する「児童の数」とは、放課後児童健全育成事業が毎日利用する児童と週のうち数日を利用する児童との双方が考えられる事業であることに鑑み、毎日利用する児童(継続して利用することを前提に申込みをした児童)の人数に、一時的に利用する児童(塾や習い事、保護者のパート就労等により週のうち数日を利用することを前提に申込みをした児童)の平均利用人数を加えた数をいうものである。

なお、ここでの「平均利用人数」は、登録時の利用希望日数を基に算出する。

## 【2の(2) 専用区画の面積(基準第9条第2項)】

基準第9条第2項の「児童1人につきおおむね1.65 m<sup>2</sup>以上」とは、専用区画の面積を児童の数で割った値をいうものである。ここでの「児童の数」の考え方については、3の(4)の「児童の数」と同義である。

《利用希望日からの算出イメージ》

	月	火	水	木	金	土		利用希望日数	利用希望人数
Aさん	○	○	○	○	○	○	→	5日/5日	1.0人
Bさん	○		○	○			→	3日/5日	0.6人
Cさん		○	○				→	2日/5日	0.4人
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮		⋮	⋮

※土曜日を除き、月曜～金曜日の5日間をベースにして、週の平均利用人数を算出します。

この合計数が40人以下であれば、1の支援の単位を構成します。  
41人以上であれば支援の単位を2つに分けます。  
また、この合計数が定員数を上回らないようにします。

# 第10条(職員)第4項 ~支援の単位を構成する児童の数について②~

支援の単位ごとに職員配置基準を満たす必要があります。届出時点の職員数と、事業開始後の職員数や職員配置については、例示を参考に運用をしてください。

- ・届出時点 : 定員人数分を受け入れることが可能な職員数が必要です。
- ・事業開始後 : 利用希望日数から算出した対象児童数に応じた職員配置が必要 です。  
 なお、設定している定員人数分を受け入れることが可能な職員数は、引き続き必要 です。

## 届出時点

(例1) 定員:40人

《支援体制》

支援の単位① 定員:40人

《職員一覧》

職員	資格
Aさん	有
Bさん	

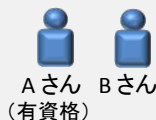
- ・定員40人分の対象児童を受け入れるために必要となる1単位を構成することが可能な職員(2人以上、内1人以上の有資格者)を届け出ていただきます。

## 事業開始後

(例1) 定員:40人、対象児童:30人

《支援にあたる職員》

支援の単位①



支援の提供

《利用者》



- ・利用希望日数から算出した対象児童数30人に応じた支援体制をとって運営します。

(例2) 定員:80人

《支援体制》

支援の単位① 定員:40人

支援の単位② 定員:40人

《職員一覧》

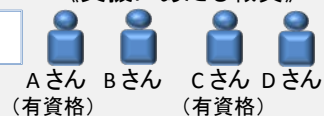
職員	資格
Aさん	有
Bさん	
Cさん	有
Dさん	

- ・定員80人分の対象児童を受け入れるために必要となる2単位を構成することが可能な職員(4人以上、内2人以上の有資格者)を届け出ていただきます。

(例2) 定員:80人、対象児童:30人

《支援にあたる職員》

支援の単位①



支援の提供

《利用者》



支援の単位②

⇒単位①で対象児童の支援が行える場合は、  
 単位②を休業することが可能です。

- ・利用希望日数から算出した対象児童数30人に応じた職員配置(2人以上、内1人以上の有資格者)により運営します。
- ・定員80人を受け入れることが可能な職員数(4人以上、内2人以上の有資格者)は引き続き雇用が必要です。



# 第14条(運営規程)

## 事業所ごとに次の各号を定めなければなりません

1. 事業の目的及び運営の方針
2. 職員の職種、員数及び職務の内容
3. 開所している日及び時間
4. 支援の内容及び当該支援の提供につき利用者の保護者が支払うべき額
5. 利用定員
6. 通常の事業の実施地域
7. 事業の利用に当たっての留意事項
8. 緊急時等における対応方法
9. 非常災害対策
10. 虐待の防止のための措置に関する事項
11. その他事業の運営に関する重要事項

## また

## 事業者は届出を行うこととなります

児童福祉法の改正に伴い、放課後児童健全育成事業を実施する場合は、あらかじめ市町村に対して、法施行規則(昭和23年厚生省令第11号)に定められる事項について届出を行うことが義務づけられました。また、届出を行った事業所は、運営状況や事故報告もしていただくこととなります。

なお、法上の「放課後児童健全育成事業」として実施しない類似事業については、届出の対象外となります。(例えば、健康の維持増進を目的とするスポーツクラブや、学習支援を目的とする塾については対象としません)

※ 届出に関する詳細や様式のデータは、こども青少年局ホームページ「はびねすぽっと」からダウンロードできます。

# 第17条(苦情への対応)

事業者は、苦情を受け付けるための窓口を設置し、事業所内における苦情解決のための手続きを明確にしておく必要があります。また、その窓口や手続きについては、利用者に十分周知することも求められます。

利用者や保護者が苦情の申し出をする際には、事業者以外に第三者として「かながわ福祉サービス運営適正化委員会」や「横浜市役所・各区役所」も窓口となります。事業者は、これら第三者の窓口が苦情の受け行う調査に対して、できる限り協力をします。また、助言や改善指導を受けた場合は、必要な改善を行わなければならない。

(お問合せ先)

HP: <http://www.knsyk.jp/s/tekiseika/soudan.html>

TEL: 045-317-2200 FAX: 045-322-3559

【苦情への対応イメージ図】

